

平成27年6月より広島県では次のとおり改正します

頁 改定趣旨	現 行	工種名	機械設備	改 定																									
51 一般管理費等率の変更	<p>2. 一般管理費等</p> <p>(1) 費用の算定</p> <p>① 一般管理費等 = 一般管理費等対象額 × 一般管理費等率</p> <p>② 一般管理費等対象額は、「工事原価」とする。</p> <p>(2) 一般管理費等率は、(式-8)により算定した値とする。</p> <p>一般管理費等率 = (標準一般管理費等率) × (前払金支出割合補正係数) $\times (\text{機器費補正係数}) \dots \dots \dots \text{(式-8)}$</p> <p>① 標準一般管理費等率は、(式-9)による。 $Y = -1.5434 \log X + 26.368 \dots \dots \dots \text{(式-9)}$</p> <p>Y : 標準一般管理費等率 [%] (算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。)</p> <p>X : 工事原価 [円] ただし、上下限の率は次による。 $X \leq 5,000,000$ [円] は $Y = 16.03$ [%] $X > 3,000,000,000$ [円] は $Y = 11.74$ [%]</p> <p>② 前払金支出割合による調整を行うため、「前払金支出割合補正係数」により補正する。 前払金支出割合補正係数は、表-1による。</p> <p>表-1 前払金支出割合補正係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合 区分</th> <th>0%から 5%以下</th> <th>5%を超え 15%以下</th> <th>15%を超え 25%以下</th> <th>25%を超え 35%以下</th> <th>35%を超え 40%以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 「製作者の一般管理費等を含んだ機器費」に係る一般管理費等の調整を行うために、「機器費補正係数」により補正する。 「機器費補正係数」は、(式-10)による。 $R = 1 - (K / 1.25) \dots \dots \dots \text{(式-10)}$ R : 機器費補正係数 [小数] K : 工事原価に占める機器費の比率 [小数] (R及びKは、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする)</p> <p>2. 一般管理費等</p> <p>(1) 費用の算定</p> <p>① 一般管理費等 = 一般管理費等対象額 × 一般管理費等率</p> <p>② 一般管理費等対象額は、「工事原価」とする。</p> <p>(2) 一般管理費等率は、(式-8)により算定した値とする。</p> <p>一般管理費等率 = (標準一般管理費等率) × (前払金支出割合補正係数) $\times (\text{機器費補正係数}) \dots \dots \dots \text{(式-8)}$</p> <p>① 標準一般管理費等率は、(式-9)による。 $Y = -3.5981 \log X + 45.883 \dots \dots \dots \text{(式-9)}$</p> <p>Y : 標準一般管理費等率 [%] (算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。)</p> <p>X : 工事原価 [円] ただし、上下限の率は次による。 $X \leq 5,000,000$ [円] は $Y = 21.78$ [%] $X > 3,000,000,000$ [円] は $Y = 11.78$ [%]</p> <p>② 前払金支出割合による調整を行うため、「前払金支出割合補正係数」により補正する。 前払金支出割合補正係数は、表-1による。</p> <p>表-1 前払金支出割合補正係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合 区分</th> <th>0%から 5%以下</th> <th>5%を超え 15%以下</th> <th>15%を超え 25%以下</th> <th>25%を超え 35%以下</th> <th>35%を超え 40%以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 「製作者の一般管理費等を含んだ機器費」に係る一般管理費等の調整を行うために、「機器費補正係数」により補正する。 「機器費補正係数」は、(式-10)による。 $R = 1 - (K / 1.25) \dots \dots \dots \text{(式-10)}$ R : 機器費補正係数 [小数] K : 工事原価に占める機器費の比率 [小数] (R及びKは、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする)</p>	前払金支出割合 区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00	前払金支出割合 区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00				
前払金支出割合 区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下																								
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00																								
前払金支出割合 区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下																								
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00																								